

○香芝市教育委員会附属機関設置規則

平成25年3月22日
教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、香芝市附属機関設置条例(平成25年条例第5号)第4条の規定に基づき、香芝市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 附属機関に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第3条 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 附属機関の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 附属機関の庶務は、別表に定める部課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

附属機関	庶務担当部課
香芝市教育委員会指定管理者選定委員会	指定施設を所管する部課
香芝市教科用図書選定委員会	教育部学校教育課
香芝市いじめ・不登校等対応委員会	教育部学校教育課
香芝市生涯学習推進基本計画策定委員会	教育部生涯学習課
香芝市史跡整備検討委員会	教育部生涯学習課